

# **全国がん登録制度の概要について**

令和5年8月29日  
栃木県保健福祉部健康増進課  
がん・生活習慣病担当

# 全国がん登録とは？

## 全国がん登録とは？

日本で診断された全ての人のがんに係るデータを、国で1つにまとめて管理・分析する仕組み

## がん登録で分かること

### がんの罹患数

どのがんにどのくらいの人がかかっているか

### がんの進行度

どの程度進行してからがんが発見されたか  
(早期発見できたか)

### がんの生存率

がんにかかった人の予後はどれくらいか

→登録されたがんの罹患、診療等に関する情報は、研究や対策に生かされ、その成果ががんの予防、医療の進歩、がん患者や家族の支援等につながります。

# 栃木県がん対策推進条例

- H30年4月に「栃木県がん対策推進条例」を施行
  - 県、県民、医療機関、医療保険者、事業者等の責務を規定  
→ 「県民1人1人ががんを知り、がんと共生する地域社会」の構築を目指す

## ○がん登録等の推進(第20条)

がん登録及びこれにより得られた情報の活用等の推進を図るために必要な施策を講ずる。

# 栃木県がん対策推進計画(3期計画)

- H30年3月に「栃木県がん対策推進計画(3期計画)」  
(計画期間:H30年度～R5年度)を策定
  - がんの予防及び早期発見
  - がん医療の充実
  - がん患者等を支えるための環境づくり
  - がん対策を推進するために必要な基盤の整備

↓

「がん登録推進法」に基づき全国がん登録制度の円滑な運用を図るとともに、がん登録情報を活用し、がん対策の企画立案、がん患者への情報提供等を推進する。

# がん登録推進法の概要

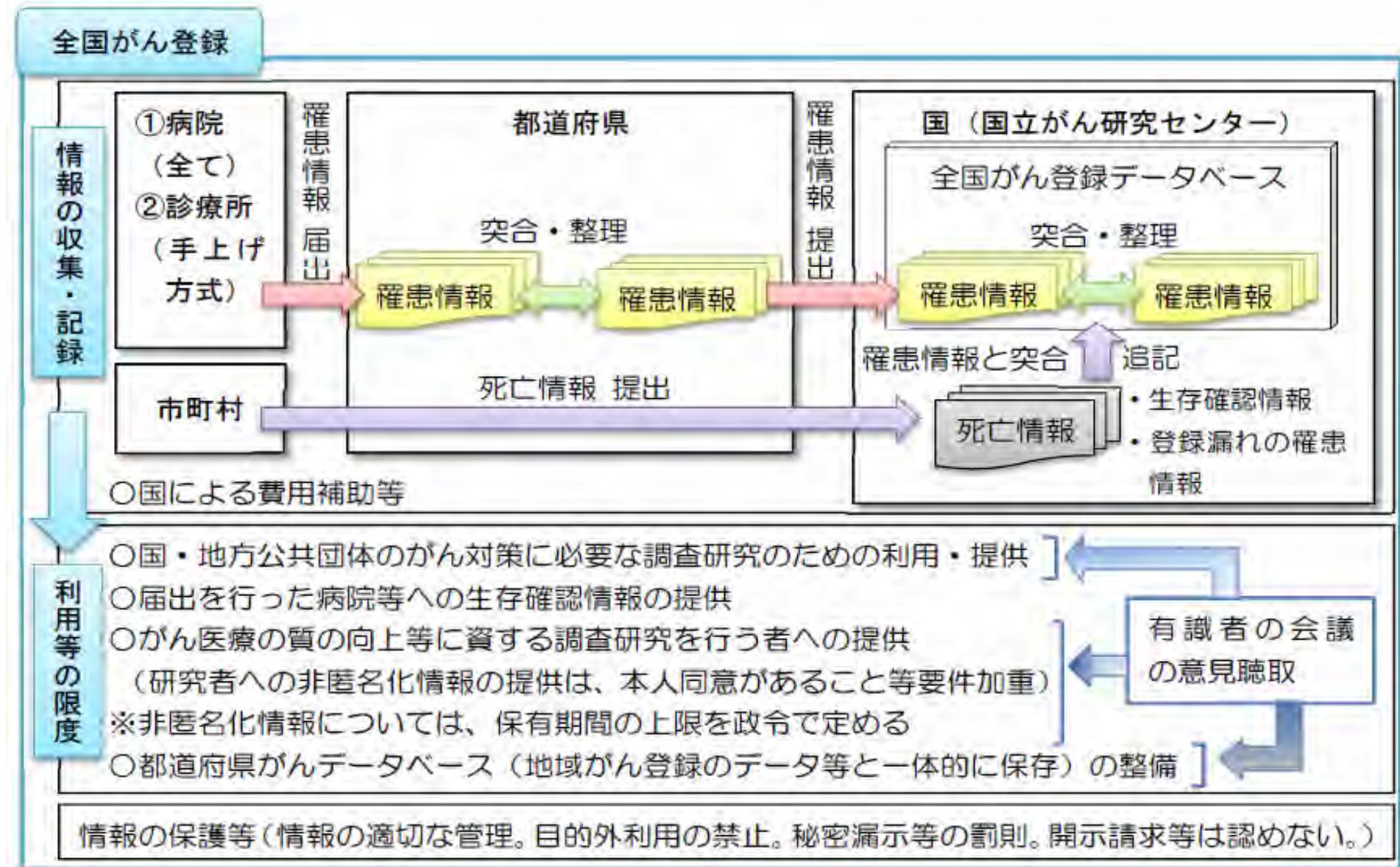
# がん登録推進法の概要

- 「全国がん登録」：国が国内におけるがんの罹患、診療、転帰等に関する情報をデータベースに記録し、及び保存すること
- 「院内がん登録」：病院において、がん医療の状況を適確に把握するため、当該病院において診療が行われたがんの罹患、診療、転帰等に関する詳細な情報を記録し、及び保存すること

## 基本理念

- 1 全国がん登録：広範な情報収集により、罹患等の状況をできる限り正確に把握する
- 2 院内がん登録：全国がん登録を通じて必要な情報を確実に得させ、普及・充実を図る
- 3 がん対策の充実のため、がんの診療に関する詳細な情報の収集を図る
- 4 民間を含めがんに係る調査研究に活用、その成果を国民に還元
- 5 がん登録等に係る個人に関する情報を厳格に保護

# がん登録推進法の概要2



# 届出義務のある医療機関

病院等による届出（法第6条）

病院又は指定された診療所（以下、「病院等」という。）  
の管理者は、原発性のがんについて、当該病院等における初回の診断が行われたとき（転移又は再発の段階で当該病院等における初回の診断が行われた場合を含む。）は、厚生労働省令で定める期間内に、その診療の過程で得られた当該原発性のがんに関する次に掲げる情報（以下「届出対象情報」という。）を当該病院等の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。



- ・全ての病院に例外なく届出義務がある
- ・都道府県知事により指定された診療所には届出義務がある

# 届出内容等に関する調査

# 審査等のための調査事項

(法第10条第1項)

厚生労働大臣は、前条第一項の規定による審査及び整理を行うに当たって、がんに罹患した者の氏名、がんの種類その他の厚生労働省令で定める事項に関する調査を行う必要があると認めるときは、その旨を関係都道府県知事に通知するものとする。

(法第10条第2項)

前項の規定による通知を受けた都道府県知事は、当該通知に係る事項に関する調査を行い、その結果を厚生労働大臣に報告するものとする。



(省令第15条)

がんに罹患した者の氏名、がんの種類その他の法第六条第一項に規定する届出対象情報とする

→届出内容について、県がん登録室から各病院等に  
対して問合せをすることがありますので御協力ください

# 死亡者新規がん情報に関する通知

(法第14条)

厚生労働大臣は、死亡者新規がん情報が判明したときは、その死亡者情報票に係る死亡診断書の作成に係る病院又は診療所の所在地の都道府県知事その他の厚生労働省令で定める都道府県知事に対し、その旨並びに当該病院又は診療所の名称及び所在地その他の厚生労働省令で定める事項を通知するものとする。

## 遡り調査

病院等からの届出がないが、死亡者情報でがんによる死亡が判明した場合に、病院等に対し、そのがんの罹患・診療等に関する情報を調査すること。

→届出がない場合に、遡り調査として、県がん登録室から各病院に対して問合せをすることがありますので御協力ください

# 安全管理について

# がん登録推進法における安全管理措置

(国等による全国がん登録情報の適切な管理等)

## 法第25条

2 都道府県知事（略）は、第二節及び第三節の規定による事務を行うに当たっては、都道府県がん情報（略）及びその匿名化を行った情報並びに死亡者情報票に記載され、又は記載された情報について、その漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 （略）第二項の規定は都道府県知事から同項に規定する情報の取扱いに関する事務の委託を受けた者が当該委託に係る業務を行う場合について、（略）準用する。

→知事やがん登録室は、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない

# 全国がん登録における安全管理措置について

## 安全管理措置とは？

個人情報の漏えい（外部へ流出する）、滅失（内容が失われる）、毀損（内容が意図せず変更される）の防止等のために行われる措置のこと

→全国がん登録では、患者の氏名、生年月日、住所に加え、**病歴**という非常に慎重に取り扱うべき情報をやり取りするため、とりわけ入念な安全管理措置が求められる。

# 全国がん登録等の事務に従事する職員等の義務

## 秘密保持義務

病院等において届出に関する業務に従事する者又は従事していた者は、  
その業務に関して知り得た届出対象情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。（法第28条第7項）

→違反した場合は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する  
(法第55条)

## その他の義務

病院等において届出に関する業務に従事する者又は従事していた者は、  
その業務に関して知り得た届出対象情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。（法第29条第7項）

→個人情報の管理に御注意ください。

# 「全国がん登録における個人情報保護のための 安全管理措置マニュアル」

(平成30年3月 厚生労働省 国立がん研究センター)

- 都道府県がん登録室において実施可能と考えられ、かつ確実に実現すべきことを基本対策として100項目を定めている

The screenshot shows the official website for the National Cancer Registry (ganjoho.jp). The top navigation bar includes links for medical professionals, search functions, and various administrative sections like cancer control information, medical support, training, and liaison committees. The main content area is titled 'Prefecture Information' and discusses data collection and management for cancer registration. A red circle highlights the link to the 'Manual for Personal Information Protection'.

がん情報サービス  
ganjoho.jp

医療関係者向け

サイト内検索

小 大

一般向け >

がん統計 >

がんの臨床試験を探す

がん対策情報

医療支援・相談支援

研修

拠点病院連絡協議会・フォーラム

HOME > がん対策情報 > がん登録 > 全国がん登録 > 都道府県向け情報

● 全国がん登録 都道府県向け情報

全国がん登録における都道府県向けの情報を掲載いたします。

個人情報保護のための安全管理措置

がん登録等の推進に関する法律に従い、がん登録から得られる罹患率や生存率の統計が正確で高い信頼性を持つためには、1つの同じ腫瘍を誤って複数の腫瘍として登録することを避けなければならないため、氏名、生年月日、住所といった個人情報を収集することが必要で、そのため、がん登録事業に携わる者は患者の病歴を含む機微な個人情報を扱うこととなるため、各都道府県においては、データ収集、管理、利用及び提供の各段階に必要とされる安全管理措置を講ずることが求められています。

- 全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル

全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル第1版 改定版 (2021年7月現在)

都道府県向け情報

都道府県がん登録室外部監査

都道府県がんデータベースシステム

がん登録オンラインシステム

よりよい情報提供を行うために、アンケートへの協力

# 「全国がん登録における個人情報保護のための 安全管理措置マニュアル」における基本対策

## 基本的な安全管理対策

[https://ganjoho.jp/med\\_pro/cancer\\_control/can\\_reg/national/prefecture/pdf/management\\_manual\\_20210725.pdf](https://ganjoho.jp/med_pro/cancer_control/can_reg/national/prefecture/pdf/management_manual_20210725.pdf)

- ・組織的 → 組織体制の整備、マニュアルや様式の整備、事故発生時の対応等
- ・物理的 → 入退室管理、盗難防止、機器・媒体の物理的保護
- ・技術的 → 室員の識別認証、アクセス権限、ウイルス対策等
- ・人的 → 秘密保持義務や罰則規定の教育・訓練等

## 作業内容から見た安全管理対策

- ・入退室管理
- ・入力
- ・保管・消去・廃棄
- ・都道府県がん登録室からの病院等又は市町村等への問合せ
- ・外部からの問合せ
- ・取得
- ・データ加工
- ・システム管理
- ・移送

# 病院等における安全管理について

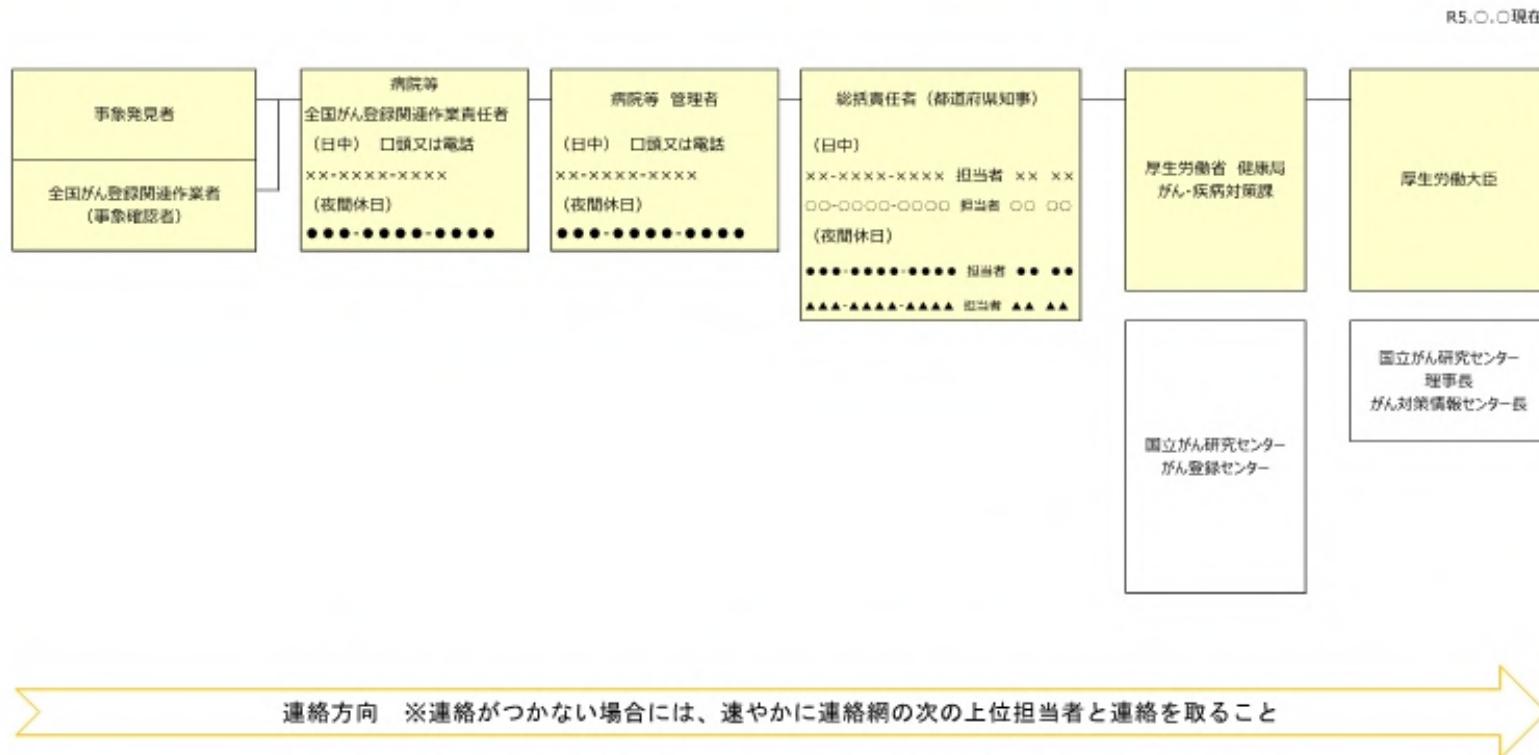
## 安全管理の基本

[https://ganjoho.jp/med\\_pro/cancer\\_control/can\\_reg/national/prefecture/pdf/management\\_manual\\_20210725.pdf](https://ganjoho.jp/med_pro/cancer_control/can_reg/national/prefecture/pdf/management_manual_20210725.pdf)

- ①担当者を決める。  
(業務を分担している場合には、誰が何の役割なのかを明確にする。)
- ②ID/パスワードの盗難に注意し、ID/パスワードを記録しておく場合は、厳重に保管する。※パソコン等にID/パスワードを貼らない
- ③定期的にウイルスチェックをする。
- ④個人情報保護のため、インターネットに接続状態で届出票の作成はしない。  
その環境が確保できない場合は、作業する際にLANケーブルを抜く(又は無線LANを切る)※ただし、VPNに接続した状態であれば、届出票(PDF)の入力作業をすることは問題ありません。
- ⑤入力後の届出票は外部メディアに保存し(パソコン内に残さない)鍵のかかるキャビネット等に保管する。提出する際は、がん登録オンラインシステムを利用して提出する。
- ⑥がん登録の個人情報に関する資料等は、机上に放置せず、鍵のかかるキャビネット等に保管し、施錠する。
- ⑦不要な情報は、すぐにシュレッダ等で処理する。
- ⑧がん登録の実務上知り得たことは、周囲に絶対に話さない。

# 病院等における安全管理について

## 緊急連絡網の整備



# 全国がん登録に関する問い合わせ先について

相談先	連絡先	対応時間	問合せに内容
栃木県保健福祉部 健康増進課 がん・生活習慣病 担当 がん対策チーム	028-623- 3096（直通） <a href="mailto:kenko-zoshin@pref.tochigi.lg.jp">kenko-zoshin@pref.tochigi.lg.jp</a>	土日祝日を除く 8:30～17:15	・届出制度について
栃木県がん登録室	028-645- 9592（直通）	土日祝日を除く 9:00～16:00	・届出の内容や方法について
コールセンター	03-4216- 3943	土日祝日を除く 9:00～17:00	・がん登録オンラインシステムについて

# 全国がん登録に関するQ & A

がん情報サービス 検索 HOME > がん対策情報 > がん登録 > 全国がん登録 > 病院・診療所向け情報

がん情報サービス  
ganjoho.jp 医療関係者向け サイト内検索 小 大 一般向け > がん統計 > がんの臨床試験を探す

がん対策情報 | 医療支援・相談支援 | 研修 | 拠点病院連絡協議会・フォーラム

HOME > がん対策情報 > がん登録 > 全国がん登録 > 病院・診療所向け情報

● 全国がん登録 病院・診療所向け情報

2016年1月に開始された「全国がん登録」の実施において、病院等（※）の管理者が、原発性のがんについて、当該病院などの所在地の都道府県知りケーションソフトウェアを掲載しています。※病院等とは、がん登録等の推進に関する法に基づき指定された診療所のことをいいます。

※全国がん登録については、下記の都道府県

全国がん登録 届出マニュアル 2022

全国がん登録に関するQ&A

関連情報

病院・診療所向け情報

- ・届出病院などについて
- ・届出対象患者および腫瘍について
- ・届出方法について
- ・院内がん登録からの届出などについて
- ・届出内容について
- ・遡り調査について
- ・患者さんへの対応について
- ・問い合わせ・その他について

がん登録オンラインシステム

# 全国がん登録情報の 利用・提供

# 全国がん登録情報の利用・提供

## ○都道府県での利用・提供（法第18条）

- ・都道府県のがん対策の企画立案
- ・都道府県のがん対策の実施に必要ながんに係る調査研究

## ○市町村での利用・提供（法第19条）

- ・市町村のがん対策の企画立案
- ・市町村のがん対策の実施に必要ながんに係る調査研究

## ○研究者への利用・提供（法第21条）

- ・がん医療の質の向上等に資する研究  
(匿名化されていない情報の場合は厳しい要件が課せられる)



利用・提供の可否について栃木県がん対策推進協議会  
がん登録部会で審議

# 全国がん登録情報の利用・提供

## ○病院等への利用・提供（法第20条）

- ・院内がん登録その他がんに係る調査研究



- ・自施設で登録した患者に係る情報の提供請求があつた場合、がん登録部会の審議を経ることなく、提供しなければならない。  
⇒登録した患者の予後情報等を得ることができる

# 全国がん登録情報の利用

- 全国がん登録（2019年診断症例）罹患数及び罹患率が  
昨年5月に公表された。



全国がん登録情報を利用した罹患状況の公表  
⇒ 精度の高い地域比較等が可能に

- 栃木県の罹患数 15,025件

※2020年診断症例分は未公表

# 全国がん登録情報の利用

## 栃木県の部位別がんの年齢調整罹患率と全国順位

2019年診断症例

○全がん	377.5(17位) ※カッコ内の順位は率が低い順
○胃がん	41.9(24位)
○大腸がん	57.6(25位)
○肺がん	39.5 ( 9位)
○肝がん	12.1(24位)
○乳がん(女性)	100.0(29位)
○子宮がん(女性)	33.9(23位)

⇒ これらの情報を分析し、がん対策の企画立案に活用